

【2013年度第1回研究会発表要旨】

民俗芸能の変容の諸層

—北海道平取町におけるアイヌ古式舞踊を通して—

門田昌大

北海道アイヌ古式舞踊は現在、17の地域の保存会と北海道アイヌ古式舞踊連合保存会などによって踊られている。各種の祭りにおいてや、博物館、観光施設での公演などは1年を通して行われている。しかしこの踊りに関する研究は、詳細な報告書こそ数多くあるものの、ほかの民俗芸能の研究に比べて圧倒的にその量が少ない。本研究では、北海道沙流郡平取町のアイヌ古式舞踊を舞踊譜による分析を通してみる。それによって民俗芸能の変容が、ある意味で一面的にとらえられてきたことに対し、民俗芸能それ自体だけでなく、その変容も多面的な諸層を持つことを明らかにする。

舞踊譜を踊りの分析基準に用いるということは、ある種立体的な踊りを平面化して理解を助ける側面があるものの、さまざまな問題をも本来的に孕んでいる。すなわち、舞踊譜は採譜者自身の主観的な視点、解釈から自由ではない。

しかし、太田好信は「民族誌を書くことは民族誌的資料が流動化し、読解が複数化した結果、民族誌家が自らの観察や経験を書き込むという一方的な行為ではなくなる。それは過去の民族誌的資料をいま起きつつある文化復興に不可欠な資源として利用する活動からも分かるように、インフォーマントも民族誌家と同じ機能をはたす社会的過程として一般化されるのである」(傍点原文) [太田 2008:56] という。このとき、筆者の分析それ自体も社会的な過程の一つであり、研究者のみではなくアイヌの人びとによっても議論され、訂正され、その中で伝承者自身の舞踊の認識を顕在化させることができるだろう。

実際に映像資料と、直接的に踊られた舞踊とを舞踊譜に落とし込んで分析したところ、民俗芸能は長い時間をかけて漸次的に変容することもあれば、ある時点を境に即時的に変容することがわかった。一見、これは当然のこのようにみえる。しかし、長年言われてきた舞踊の変容についての議論は(民俗芸能の舞台化の問題にしても)後者の変容のみがクローズアップされすぎているのではないかと考える。そしてこれは、ある時期を境に芸能が大きく変化したことをその伝承の断絶と捉えるか否か、すなわち、芸能が地域によって伝承されているか断絶されたかの二元論に終始するきらいがある。確かに即時的変容は非常に見えやすいものであることも間違いないが、詳細な踊り自体の分析を不可能なものとして(諦めて)排除していくことにもつながる。そうではなく、上で行ったような分析を行うことがより生産的な議論を行うためには不可欠であり、それらをふまえた「民俗芸能の変容の諸層」を捉える必要が今後の研究には必要である。もちろん今回の分析枠組みには問題も山積している。

大きな視点でいうなら、現地の人びととのコミュニケーションの不足が何より挙げられ、また民族/民俗舞踊学・民族/民俗音楽学・文化人類学の枠組みも確固たるものではない。

具体的にいえば、今回は映像資料の分析がほぼ大半であり、実際に踊っているさまそれ自体を主として舞踊譜に起こしたわけではない。今後は映像資料の分析を踊り手たちとともに行う必要がある、また自分も対象地域で行われている練習会などにも参加する必要がある。また、現在の舞踊における身体の各部位の動きを取り出しての分析という方法が妥

当であるかについては多大な疑問が残る。口頭伝承を主とする現場にそもそも舞踊譜は必要ないとする意見、内的な身体の動きを舞踊譜で表わせるのかという意見、他に倫理的な問題も考慮しなくてはならない。

#### 参考文献

太田好信

2008 『亡霊としての歴史』京都：人文書院

(かどた・まさひろ／北海道大学大学院文学研究科 修士課程)

## 中国朝鮮族の婚姻儀礼にみられる変化とその要因

—中国吉林市の事例から—

小坂みゆき

朝鮮族は、中国 55 少数民族の一民族で総人口の 1%を占める。主に朝鮮半島から中国への移動によって形成されてきた民族である。その祖先は朝鮮半島、現在の朝鮮民主主義人民共和国、大韓民国にあたる地域で生まれ育った人々であり、そこにルーツを持つ。朝鮮族の文化形成には移動という要素が大きく関わっており、今日では出稼ぎによる韓国と中国の往来が頻繁であり、その影響も大きい。本報告は、朝鮮族の婚姻儀礼の変化とその要因について分析し、朝鮮族が直面した他の民族の存在や環境の変化にどのように適応し、文化要素の選別を行ってきたのかを明らかにしたものである。本報告のもととなった調査は、2006 年から中国吉林省吉林市で開始した断続的なフィールド調査である。同市の A 朝鮮族村と昌邑区を対象としており、吉林市在住の A 夫婦の家族と寝食を共にし、A 夫婦やその家族と行動を共にするという経験的参与観察を中心とした調査を行い、これに基づいて事例研究をおこなった。

朝鮮における伝統的な婚姻儀礼は、李朝期に中国から朝鮮半島に伝わった儒教を中心としている。中国への移住後、朝鮮族の婚姻儀礼は、婚資、大礼、両親へのジョル、クンサンを作ること、新郎方への移動、后礼、両親へのジョル、トンサンレ、翌朝の炊飯、里帰りという流れで行われていたが、中国の社会情勢や経済情勢の変化による農村社会の都市化が進む中で、年中行事やこの婚姻儀礼を含む人生儀礼についても生活様式の変化とともに大きく変わってきている。朝鮮半島における儀礼の多くは廃れていったが、親迎は残った。しかし、その内容には時代の流れや生活様式の変化に合わせた変化が見られる。新郎から新婦に届けられる「婚資」は、式の当日身に着けるものや生活必需品から装飾品やその時代の流行品に変わった。「大礼」、「后礼」はそれぞれの両親の前で行われるものだったが、合同で実施されるようになり、会場が家から会館などへ変化した。朝鮮族の伝統食を供えるクンサンは年々盛大になり、供える伝統食の種類も豊富になった。伝統的なもののほかに中国の他の民族の習慣や西洋の様式のものも取り入れられている。

韓国との国交が回復した 1992 年以降は、朝鮮族の韓国への出稼ぎが急増し、日常生活の中に韓国の現在の生活習慣・流行などが取り入れられるようになった。特に女性の伝統衣装であるチマチョゴリは出稼ぎ先である韓国のもものが好まれ、購入されている。韓国の

婚姻儀礼で用いられる衣裳もそのまま模倣するわけではなく、韓国でのやり方にこだわらず、良いと思ったものを自由に取り入れている。儀礼そのものについても、出稼ぎにより家族がそろわないことが多いという事情から、婚姻儀礼の開催場所そのものを移動させ、出稼ぎ先の韓国で行うということも生じている。韓国の朝鮮族集住地域では、韓国人の経営による朝鮮族を対象とした婚姻儀礼などの会場が存在する。従来通り、子供が中国で婚姻儀礼をとり行った場合は、韓国のコミュニティの人びとからお祝いなどをもらうことができない。そこで、これまで祝儀で出費した金銭を取り返すために、韓国で婚姻当事者不在の祝賀会が開催される。このように、韓国への出稼ぎは朝鮮族に新しい婚姻に関する習慣を作り出している。ここでは、中国での婚姻儀礼では欠かせない両親へのジョルが省略されるということもある。中国においては朝鮮族であることの象徴的な行為でもある両親へのジョルも、韓国では意識する必要もなくなるという現象が見られたのである。朝鮮族における両親を敬うという儒教的思想は朝鮮族の根幹をなす部分でもあるから、そこには変化は見られず、この点は、少数民族としての朝鮮族を意識させるものであり容易に変わるものではないことが窺えた。しかし、一方、婚姻儀礼の場所が韓国に変わることによって、そのスタイルは伝統をそれほど意識したものではなくなる傾向があり、ここに新しい婚姻儀礼の様態を見ることができた。朝鮮族の人々のこのような婚姻儀礼に対する柔軟な姿勢は、単に時の流れや社会情勢に流されるということではなく、その変化に対応してむしろ自らにとってよりよいと思われる選択をしてきたことの現れである。

(こさか・みゆき／北海道大学大学院文学研究科 専門研究員)

### 三笠市における葬送習俗の変容

高橋 史弥

本発表は、三笠市の葬送習俗を追跡したものである。三笠市は主に炭鉱業で栄えた街である。発表は、葬送習俗と一定の関係があると考えられる要素において、発表者が 2012 年度に行なった 9 名の話者に対する調査で得られた、1928 年から 2012 年までの 26 事例を使って分析したものである。追跡するにあたって、葬送習俗と一定の関係があると考えられる要素として、①死亡場所、②葬具作りの担当、③湯灌・入棺の担当と方法、④火葬場や墓地への遺体の運搬方法、⑤通夜や葬儀の場所、⑥遺体の処理の方法、⑦埋葬・埋骨場所、の変化に注目してみた。また、これとは別に、葬儀に出される料理とその担当の変化の時期と原因についても追跡してみた。

①死亡場所は、自宅から病院に変化した。1975 年の死者までは主に自宅で死亡していたのが、1977 年の死者からは主に病院で死亡するように変化した。国民皆保険が 1961 年から実施されたことに伴い病床数が増加したことが原因と考えられる。

②葬具作りの担当は、家族や親戚、地域社会の担当から葬儀社の担当へ変化した。棺作りは、1956 年の葬儀まで地域社会の人間が担当し、1965 年の葬儀から葬儀社が担当した。位牌作りは、1956 年の葬儀まで地域社会の人間が担当し、1965 年の葬儀、1975 年の葬儀では寺の担当となり、1977 年の葬儀からは葬儀社が担当した。四花作りは、1956 年の葬

儀まで地域社会の人間が担当し、1977年の葬儀からは葬儀社が担当した。死装束作りは、1975年の葬儀まで地域社会や、死者の家族や親戚が担当し、1977年の葬儀から葬儀社が担当した。これら葬具作りの担当の変化は、1971年に市内大手の炭鉱が閉山したことで、第二次、第三次産業従事者が減少したことが原因と考えられる。

③湯灌の担当は、家族や親戚の担当から、それらに葬儀社が加わってくるように変化した。1977年の葬儀まで家族や親戚が担当し、同年の1977年の葬儀から家族や親戚に加え葬儀社が加わるようになり、1990年の葬儀では葬儀社のみが担当する事例が多くなった。

また、湯灌の方法はお湯やアルコールで拭くのが一般的だった。液体の用意は、家族や親戚の担当から、葬儀社の担当へ変化した。1956年の葬儀までは家族や親戚の担当で、1977年の葬儀から葬儀社の担当になった。入棺の担当は、家族や親戚の担当から、葬儀社が加わってくるように変化した。1977年の葬儀まで家族や親戚が担当し、同年の1977年の葬儀から、家族や親戚に加え葬儀社が加わるようになり、2004年の葬儀から葬儀社のみが担当する事例が多くなった。変化がゆるやかであることから、直接遺体を扱う作業は家族や親戚の仕事とする意識があることが考えられる。

④火葬場や墓地への遺体の運搬は、馬車や馬橋だったのが、葬儀社の用意した霊柩車で運搬に変化した。1956年の葬儀まで馬車で遺体を運搬していたのが、1972年の葬儀から葬儀社の用意した霊柩車を利用するようになった。1966年まで三つあった火葬場を一カ所に集約したことで、火葬場までの距離が遠くなったことや、同年の1966年の市の霊柩車購入が原因と考えられる。

⑤通夜の場所・葬儀の場所は、自宅から集会場や会館で行なう時期を経て、寺へ変化し、その後葬祭場に変化した。1947年の葬儀までは自宅だったのが、1951年の葬儀から1977年の葬儀までは自宅や集会場、会館で行なうようになった。1977年の葬儀から1996年の葬儀までは寺で行なわれるようになり、2008年の葬儀からは葬祭場が利用された。一軒あたりの家の面積が小さくなり、参加者が自宅では入りきらなくなったことが原因と考えられる。

⑥遺体の処理は、土葬から野焼きの状態を経て、公営火葬場での火葬に変化した。1928年の葬儀では土葬。1936年と1939年の葬儀では野焼き。1947年の葬儀から公営火葬場での火葬になった。1917年に公営火葬場が設置されたことが原因と考えられる。

⑦埋骨・埋葬場所は、屋外の墓地に納めた事例は19事例、また屋内の納骨堂に納めた事例は7事例あった。寺の納骨堂も一般的であるのは、冬には屋外の墓地へ参れないという気候的条件によるものと考えられる。

上記の他に、料理についても変化を追跡してみた。

⑧使用される食材は、ナマモノを使用しなかった状態から、ナマモノを提供するように変化した。1975年の葬儀からナマモノを提供し、1981年の葬儀から1990年の葬儀まではナマモノの提供がなくなり、1996年の葬儀から再びナマモノが提供されていた。葬儀社がサービスとして提供した料理にナマモノが入っていても、利用者から異論が出なかったことが、ナマモノが使われていくようになった原因と考えられる。

⑨料理の担当は、地域社会の担当から、葬儀社が提供するように変化した。1972年の葬儀まで地域社会の人間が担当し、1975年の葬儀から葬儀社が提供した。1981年の葬儀から1990年の葬儀までは葬儀社の提供がなくなり、1996年の葬儀から再び葬儀社が提供

していた。1971年の三笠市の炭鉱閉山とそれに伴う人口減少で、料理を担当する人がいなくなっていったことが原因と考えられる。

⑩終了後のもてなしは、家族や親戚が料理を作り、参加者をもてなしていたのが、土産の折り詰めを渡して解散するように変化した。1972年の葬儀まで家族や親戚がもてなしていたのが、1977年の葬儀から土産の折り詰めを提供するようになった。炭鉱閉山による人口の減少で、地域社会が葬儀を手伝えなくなり、葬祭業者等が葬儀を担当するようになったことが、変化を促した原因と考えられる。

以上の内容を年代ごとにまとめてみる。1940年代は家族や親戚、地域社会の人間によって葬儀が行なわれていた。1950年代～1970年代には、葬儀社が加わってくる傾向があった。1980年代には、葬儀社が葬儀のほとんどをとり行うようになった。料理作りだけは、地域社会の手伝いが残った。1990年代には、葬儀社が葬儀の全般をとり行うようになった。

以上で追跡した三笠市の葬儀の変容から指摘できたのは次の視点である。

- 1) 1960年代から1970年代にかけて、三笠の葬儀のほとんどの要素を、葬儀社が担当するように変化した。炭鉱閉山に伴う人口減少が関係している。
- 2) 湯灌・入棺の担当は、他の要素が葬儀社の担当へ変化する中、変化がゆるやかである傾向が確認できた。
- 3) 1966年の火葬場の集約によって、火葬場までの距離が遠くなったことで、霊柩車を利用した遺体の運搬に変化した。
- 4) 通夜や葬儀の会場は、1977年以降、自宅ではなくなった。家の面積が小さくなり、自宅を会場にすると、参加者が入りきらなくなったためだと考えられる。
- 5) 埋葬・埋骨場所は、屋外の墓地に納めるほか、寺の納骨堂に納めるのも一般的だった。冬に屋外の墓に参るのが難しいという気候的条件が関係していると考えられる。
- 6) 料理作りだけは、他の要素が葬儀社の担当へ変化する中、長く地域社会が用意する傾向があった。1996年には葬儀社の担当へと変化した。

三笠の葬儀の変化は、炭鉱の閉山に伴う人口の減少や火葬場の集約など、社会状況の変化などによって起こっていることが確認できた。それとともに、葬儀社がサービスを提供するために介入してきている状況も見られた。一方で、社会状況が変わっても、湯灌や入棺の担当や、料理作りの担当は変化しづらい傾向があり、社会状況に影響されない要素のあることも確認できた。

(たかはし・ふみや／三笠市立博物館)

## 応用人類学について考える：無形文化遺産保護条約の事例

### —無形文化遺産保護条約の事例—

岩崎まきみ

社会が直面する諸問題を解決する方策の一つとして、文化人類学の知見を生かす、つまり応用人類学の実践が求められている。その一例として2003年に採択された「無形文化

遺産保護条約」を取り上げ、本条約の運用において文化人類学が果たす役割について考察する。

1972 年以来、ユネスコは数多くの「世界遺産」を登録・保護してきたが、その登録件数は西欧諸国に偏重していることや、各国で無形文化遺産の保護が求められているなど諸問題を背景として、2003 年 10 月に無形文化遺産保護条約が採択され、儀礼や祭り、舞踊などの無形の文化財を保護する世界的枠組みが出来上がった。その根本精神は「文化の多様性」を祝い、保持することにある。採択から 10 年が経過した現在、本条約は運用の上で、予期しなかった様々な課題に直面している。その一つに無形文化遺産保護のために設けた「緊急保護リスト」への申請件数が少ないということがある。また条約の知名度を高めるために設けられた「代表リスト」への申請件数が予想以上に多く、事務処理が追いつかない事から、申請件数の制限が行われている。そのことにより「競争性」を高め、締結国は「代表リスト」へ記載されることに重点を置く傾向が出てきた。二つ目に「リスト」への記載・不記載を審査する資料は、提案書のみであることから、その事への疑問が生じている。三つ目には審査の方法であり、現行の審査機関を見直す議論が進んでいる。

「文化財保護法」の下に多くの無形文化を保護してきた経験を持つ日本は、上記の問題に加えて、国内法と無形文化遺産保護条約との間にある微妙な差異により生じる問題に直面している。その一例として、国内法で指定を受けた文化財を次々に申請するという最初の計画が、早くも破たんし、国内法では対象にならない「和食」のような「大きな括り」の無形文化を申請するなどの方針転換が行われている。

ユネスコ無形文化保護条約に関わる文化人類学者を始めとする専門家の間では、根本的な問題として「社会・文化的背景が異なる多様な地域の文化を、一つの尺度で測ろうとすることが可能なのか」、「リストに記載されるかどうかという国家の利益が優先することにより、文化が政治化してくる」「文化をどのスコープで捉えるのか？ コミュニティーとは？」などが議論されている。採択から 10 年という若い条約として、無形文化保護条約は多くの文化人類学のインプットを求め、応用人類学の実践の場を提供している。

本条約の運用において文化人類学的知見が重要な役割を果たす事が明らかになってきた。本報告では、文化人類学の実践的場としての無形文化保護条約、さらに条約運用に見られる諸課題を検証する。

(いわさき・まさみ／北海学園大学)